

平成25年版 消防白書の概要

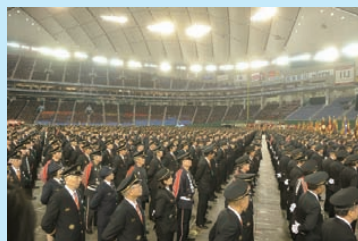
総務課

平成25年版 消防白書の概要

今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震の発生が想定される中で、東日本大震災における教訓も踏まえながら、緊急消防援助隊の即応体制の強化、市町村の消防の広域化、消防団の充実・強化、消防防災通信基盤の強化等に取り組むとともに、最近発生した火災の状況を踏まえて、防火安全対策の徹底にも取り組んでいる。

東日本大震災について（特集1）

平成25年11月25日、消防団120年・自治体消防65周年記念大会（主催：日本消防協会、全国消防長会）が、約3万7,000人の消防関係者等が参加して盛大に挙行され、東日本大震災において我が身を顧みず職務を遂行して殉職された方々を追悼するとともに、これまでの消防職団員等の献身的な活動に感謝し、国民の安全を守るため、より一層強固な消防防災体制を作り上げていくことが誓われた。



東日本大震災における消防の活動状況等

- 被災地の消防職団員は、地震発生直後から避難誘導や防御活動等に従事
- 消防職団員に300名近くにのぼる人的被害が生じ、消防庁舎や装備等にも多大な被害が発生
- 消防庁長官の指示に基づき、被災3県以外の44都道府県から、総人員約3万人の緊急消防援助隊が派遣され、地元消防本部等と協力し、約5,000名を救助
- 消防庁長官の要請により、緊急消防援助隊が、福島第一原子力発電所3号機に対し放水活動を実施

東日本大震災に際し、消防は、国民の命と財産を守るために尽力

- ・一方で、東日本大震災は、消防行政に多くの教訓を残す
- ・今後発生が想定される大規模地震等の災害に対応するため、消防防災体制の充実強化を図ることが重要

東日本大震災を受けての消防防災体制の充実強化

- 緊急消防援助隊の機動能力の強化
- 地域防災力の要としての消防団について、団員の確保及び装備・訓練の充実
- 大規模災害時に活用する消防防災通信基盤の強化
- 常備消防力の強化



緊急消防援助隊の即応体制の強化等（特集 2）

大規模災害に即応するための機動力の強化

東日本大震災をはるかに上回る被害の発生が想定される南海トラフ地震や首都直下地震に即応するための機動力の強化が必要

- 無償使用制度や補助金を利用した**消防用車両等の整備**
 - ・長期に及ぶ活動を支援する拠点機能形成車両
 - ・浸水・がれきに対応する津波・大規模風水害対策車両
 - ・機動的に情報収集・伝達を行う機動連絡車
 - ・災害情報の収集等に資するヘリコプター及びヘリサット
 - ・消防救急デジタル無線 等



エネルギー・産業基盤災害即応部隊の創設等

大規模地震によるエネルギー・産業基盤の災害を最小限に抑えるため、消防力の更なる強化が必要

- 石油コンビナート等の爆発・大規模火災に対応するため、緊急消防援助隊として登録されている部隊のうち大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等を有する隊から編成する「**エネルギー・産業基盤災害即応部隊**」（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を創設予定

応援・受援体制の強化

緊急消防援助隊が効果的に活動するための応援・受援体制の強化が必要

- 緊急消防援助隊の長期にわたる活動を支える**広域活動拠点の整備**に対して地方財政措置
- より確実かつ迅速な被災地への到着に向けて、**各都道府県の応援等実施計画を見直すよう周知**
- 長期間の活動に備えた宿営地の選定や情報共有、平時からの体制整備について、**各都道府県の受援計画を見直すよう周知**
- ヘリコプターの運用に関して、**都道府県災害対策本部への航空運用調整の部署の設置、ヘリベースへの地上支援活動部隊の配備等を行うよう周知**

情報収集・伝達能力の向上

大規模災害に備えて、緊急消防援助隊の情報収集・伝達能力の向上が必要

- 緊急消防援助隊の位置・動態等の情報を共有する**動態情報システム**や、ヘリコプターの位置情報を把握し地上からの情報伝送もできる**動態管理システム**などを整備
- 無線中継車**や**可搬型衛星地球局 (VSAT)**を配備



市町村の消防の広域化（特集3）

広域化の推進

- ・管轄人口が10万未満の消防本部（小規模消防本部）は、全国の消防本部のうちの約60%
- ・小規模消防本部では、複雑化・多様化する災害への対応力、高度な装備や資機材の導入及び専門的な知識・技術を有する人材の養成等、組織管理や財政運営面における対応に課題があるとの指摘



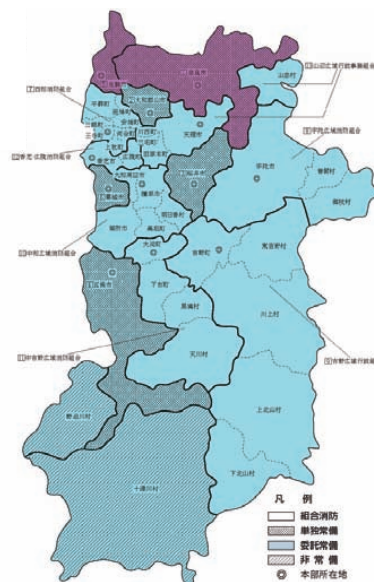
- 平成18年に消防組織法を一部改正し、市町村の消防の広域化の理念及び定義、基本指針に関すること、推進計画に関すること、国の援助に関することなどを新たに規定
- 同年7月に定めた市町村の消防の広域化に関する基本指針の中で、平成19年度中には都道府県において推進計画を策定し、推進計画策定後5年度以内を目途に広域化を実現するものと規定

（消防庁の推進施策）

- 消防広域化推進アドバイザーの派遣や消防広域化セミナーの開催
- 市町村の消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、その運営に支障の生じることがないように、必要な財政支援を措置



- ◆平成25年4月1日に管轄人口が約79万の埼玉西部消防局が誕生するなど、平成18年の消防組織法の一部改正以降、平成25年7月1日までに、27の地域で広域化が実現
- ◆奈良県において、2市を除く37市町村で構成される大規模な消防本部が誕生する見込みであるなど、今後、13の地域において広域化が実現する見込み



奈良県

基本指針の改正等

- ・東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方について、消防審議会へ諮問（平成24年3月16日）
- ・消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申（平成24年9月7日）



- 消防審議会の中間答申において、従来の広域化に関する基本認識を見直した上で、5年程度の期限の延長が提言されたことから、基本指針を改正
 - ・推進期限を平成30年4月1日まで延長
 - ・消防本部の規模が小さい市町村や非常備町村など、今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域又は広域化の気運が高い地域として都道府県知事が認めるものを、**消防広域化重点地域として指定**し、国・都道府県の支援を集中的に実施



基本指針の改正を受けて広域化をこれまで以上に推進



消防団の充実・強化（特集4）

消防団入団の促進

- ・消防団は地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全の確保のために果たす役割はますます増加
- ・消防団員数は、10年前の平成15年に比べ約6万人減少して約87万人となっており、消防団員の減少に歯止めをかけ、増加させることが必要



- 消防庁長官から経済団体等に対し、消防団活動への参画と協力について、書簡により依頼（平成25年2月）
- 消防庁長官から全国の都道府県に対し、全国で行われている先進的な消防団入団促進の取組事例を紹介し、入団促進策の検討などについて依頼（平成25年6月）
- 総務大臣から全ての地方公共団体の長あてに消防団入団促進に関する書簡を送付し、消防団協力事業所の活用、機能別消防団の導入、女性や学生など幅広い層への入団促進などについて働きかけを行うとともに、**特に、地域に密接している地方公務員の入団促進を依頼**（平成25年11月）



消防団員募集ポスター



消防庁が交付する表示証（ゴールドマーク）

消防団の装備・資機材、教育訓練の充実

大規模災害時の活動における消防団員の安全対策の強化や、装備・教育訓練の充実等が必要



- 津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定状況を踏まえ、**策定していない市町村における早急な策定、マニュアルに基づく研修・訓練の積極的な実施を依頼**（平成25年6月）
- トランシーバー、ライフジャケットなどの安全装備品に対する地方交付税措置を拡充（平成24年度、平成25年度）
- 平成24年度補正予算において、**消防団員の安全確保に必要な資機材・車両**を市町村に貸し付け、訓練を実施
- 「安全の確保」、「新たな役割の救助」、「情報共有した上での他機関との連携」、「地域防災リーダーの育成」の観点から、「消防団の装備の基準」及び消防団の教育訓練について検討中



「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立に伴い、この法律に基づいた施策を確実に遂行



最近の火災を踏まえた防火安全対策（特集5）

新「適マーク制度」の実施と違反对象物公表制度の展開

平成24年5月13日 広島県福山市のホテル：死者7名、負傷者3名

主な防火上の課題

- 建物が違法建築物であり、階段の防火区画が未設置
- 消防法違反について、9年間立入検査が未実施

その対策

- 平成15年まで実施していた「旧適マーク制度」の仕組みを再評価し、**ホテル・旅館等に表示マークを交付する制度**について、平成25年10月に全国の消防本部に通知
- 違反对象物の公表**について、特に大規模消防本部等において平成26年4月からの実施を促すため、平成25年12月に具体的な条例案を示した通知を全国の消防本部に発出予定
- 危険性・悪質性の高い違反を選別して厳格な違反処理を促すマニュアルを整備

スプリンクラーの設置基準の強化

平成25年2月8日 長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム：死者5名、負傷者7名

主な防火上の課題

- 避難訓練がなされていなかった
- 火災通報装置や消火器が使われなかった

その対策

- 自力避難困難な者が入所等する高齢者施設及び障害者施設等については、**原則としてすべての施設にスプリンクラー設備を設置することを義務付ける**
- 例外として、延焼を抑制する構造を持つ施設や、障害者施設で避難の際に介助を要する者の入所等が少ない施設は不要とする
- 自動火災報知設備と火災通報装置の連動を原則義務化**
- 定期的な従業員教育、関係機関による情報共有等



火災建物（中央白の建物）の外観



屋外イベント会場の防火管理や消火器の設置義務付け

平成25年8月15日 京都府福知山市の花火大会会場：死者3名、負傷者56名

主な防火上の課題

- 観客席と火気を扱う露店が近接
- 火災のあった露店に対する火災予防上の指導體制が不明確
- 法令で消火準備に関する明確な規定なし

その対策

- 防火担当者の選任や屋外イベントに係る届出等、**屋外イベント会場等の防火管理**に関する制度を構築
- 火災危険性の高い屋外イベント会場等において火気器具等を取扱う露店等を出店する者に、**消火器の設置を義務付け**
- ガソリン携行缶を安全に取り扱うための重要な事項が**ガソリン携行缶本体の目立つ場所にシール等で表示**されるよう、製造・販売業者等の団体に要請



火災現場の現状（福知山市消防本部提供）

福岡市の診療所火災を踏まえた防火対策のあり方の検討

平成25年10月11日 福岡県福岡市の診療所：死者10名、負傷者5名

主な防火上の課題

- 消防計画上行うこととなっていた初期消火や避難誘導がなされなかった
- 防火戸が閉鎖されなかったために煙が建物内に充満

その対策

- この火災における被害拡大の状況を踏まえた現行規制の総合的な点検を行い、診療所・病院等における**ソフト・ハード両面での防火対策のあり方について検討中**



火災建物の外観

消防防災通信基盤の強化（特集6）

消防救急無線のデジタル化

災害に強い消防通信基盤を確保し、今後の大規模災害において緊急消防援助隊の応援と受援をスムーズかつ一元的に行うため、全国の消防本部は平成28年5月末までの消防救急無線のデジタル化が求められている



- 消防救急無線のデジタル化を緊急に進めるために必要な経費に対し、補助金、地方財政措置による財政支援を実施
- 技術アドバイザーの派遣、デジタル化実証試験で得られた知見の提供など全国の消防救急無線のデジタル化が円滑に行われるよう支援策を推進

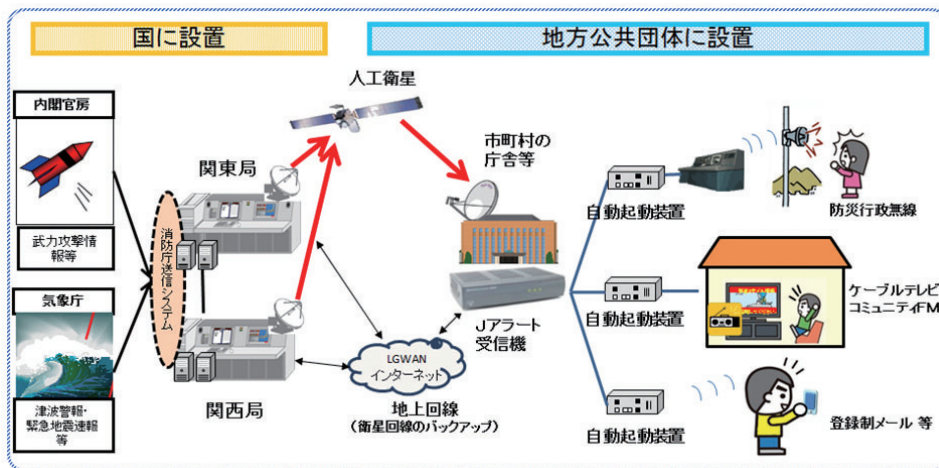
Jアラートによる迅速な情報伝達

弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、全国瞬時警報システム（Jアラート）により住民に対して、迅速かつ確実に伝達することが重要



- Jアラートの運用開始以降、システムの改修・高度化に向けた取組を行い、送信機能を多重化するためのバックアップ局の整備などにより、より災害に強いシステムへと強化
- Jアラートの自動起動機の未整備市町村に対して早急な整備を促進するとともに、Jアラートによる情報伝達手段の多重化・多様化を推進

- ※ Jアラート自動起動機整備率
- ・平成25年5月：78%
 - ・平成25年度末（見込み）：93%
 - ・平成26年度末（見込み）：99%



Jアラートの概要

大規模災害時におけるG空間情報の活用等

地理空間情報(G空間情報)をICTにより高度利用することによって、防災・減災対策の高度化を実現していくとともに、大規模災害に備えて、緊急消防援助隊の情報収集・伝達能力の向上を図ることが重要



- リモート操作が可能な災害対応ロボット等、G空間とICTを活用した高度な車両・資機材等の研究開発の取組
- 地方自治体や緊急援助隊からの災害情報をG空間プラットフォーム上で集約し、緊急消防援助隊等で共有するシステムの開発の取組
- ヘリコプターの位置情報を把握し地上からの情報伝送もできる動態管理システムの整備や、人口衛星へ直接映像情報を伝送するヘリサットのヘリコプターへの搭載を推進

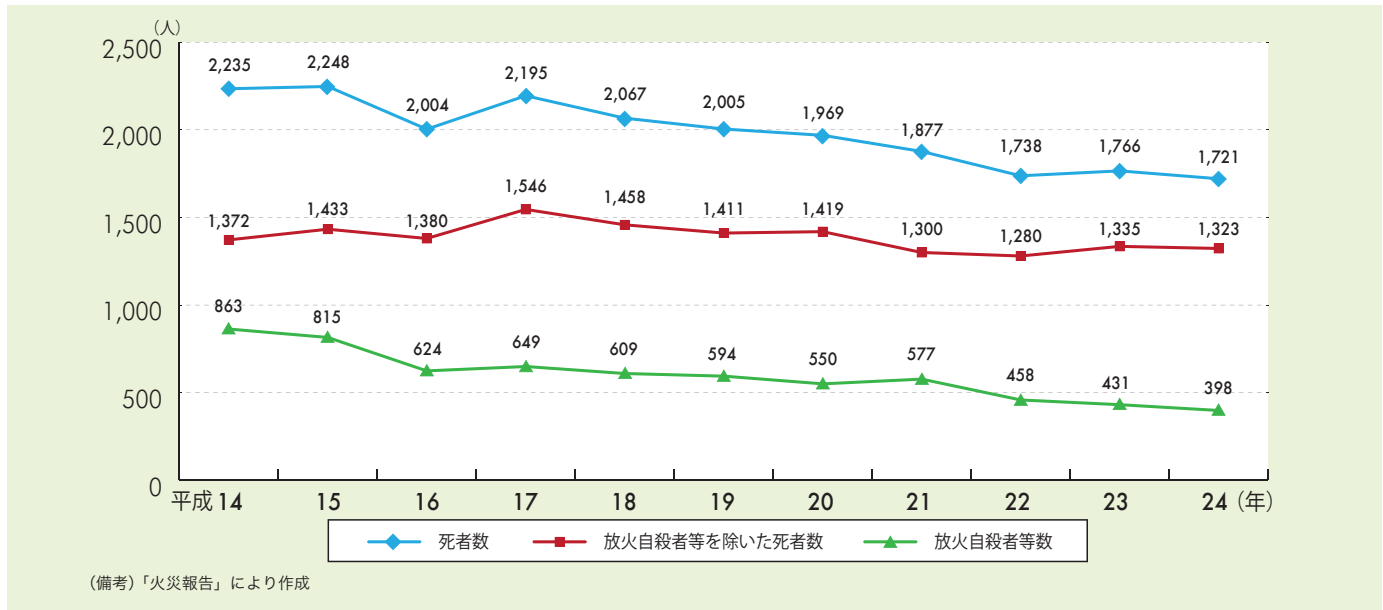


主な統計数値

火災の現況と最近の動向 (第1章第1節)

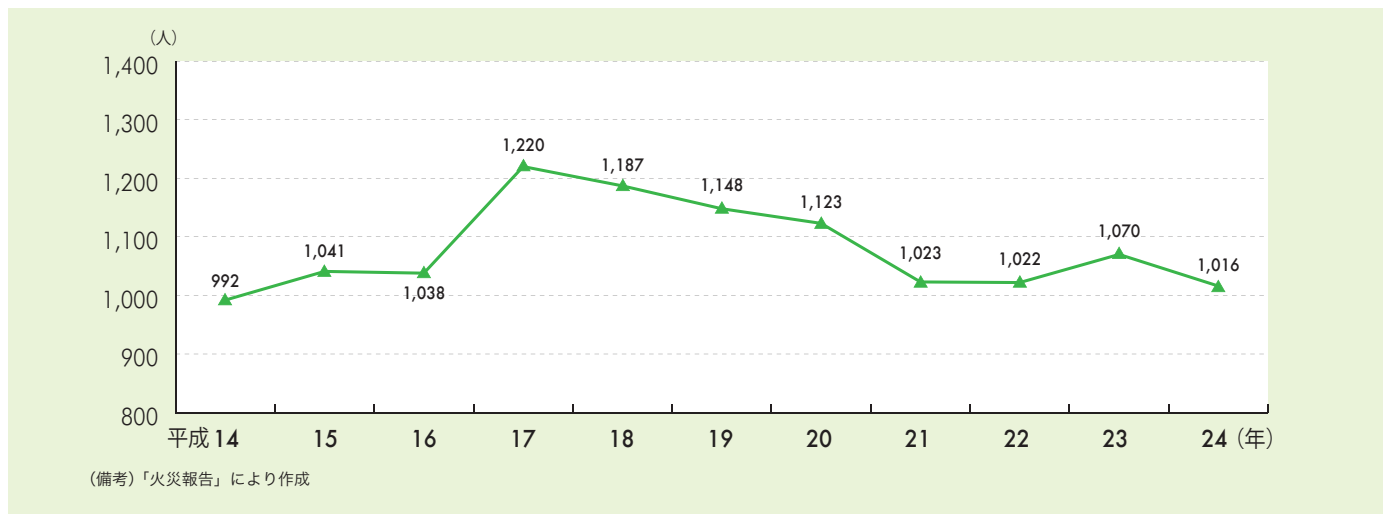
- この10年間の出火件数と火災による死者数は、おおむね減少傾向
 - ・平成24年中の出火件数は4万4,189件、火災による死者数は1,721人
 - ・いずれも前年減であり、10年前に比べると69.4%、77.0%となっている

火災による死者数の推移



- 平成24年中の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）は1,016人
 - ・前年と比べ54人減少、1,220人を記録した平成17年と比較すると204人の減少

住宅火災による死者数の推移（放火自殺者等を除く。）



- 建物火災が全火災の57.9%で最も高く、建物火災による死者数は1,324人
- 住宅用火災警報器の推計設置率は、79.8%（平成25年6月1日現在）
- 放火による火災は5,370件で、16年連続で出火原因の第1位



平成25年中の主な風水害（第1章第5節）

○平成25年7月28日の島根県及び山口県の大雨

- ・暖かく湿った空気が流れ込んだことにより、西日本から北日本の広い範囲で大気の状態が非常に不安定となり、局地的に非常に激しい降雨
- ・特に島根県と山口県では、記録的な大雨となり、浸水被害や土砂災害が発生
- ・消防組織法第44条第1項に基づく消防庁長官の求めにより、島根県へは広島市消防航空隊が出動、山口県へは、広島県防災航空隊、福岡市消防航空隊及び北九州市消防航空隊が出動

○平成25年8月9日からの東北地方を中心とする大雨

- ・日本海から湿った空気が流れ込んだことにより、秋田県・岩手県を中心に記録的な大雨となり、浸水被害や土砂災害が発生

○平成25年9月2日から7日に発生した突風

- ・前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだことにより、日中の地上気温の上昇が加わって、積乱雲が発達し、埼玉県から千葉県、茨城県にかけて竜巻が発生（9月2日）
- ・台風から変わった低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定になり、高知県、栃木県及び三重県において竜巻が発生（9月4日）
- ・気圧の谷の影響で大気が不安定になり、北海道において突風が発生（9月7日）

○平成25年台風第18号（9月13日小笠原諸島近海で発生）

- ・四国から北海道の広い範囲で大雨となり、浸水被害や土砂災害が発生
- ・和歌山県、三重県、栃木県、埼玉県、群馬県、宮城県及び北海道においては、竜巻等の突風が発生
- ・気象庁は、京都府、滋賀県及び福井県に対し、運用開始後初となる特別警報を発表

○平成25年台風第26号（10月11日マリアナ諸島付近で発生）

- ・東京都大島町では、10月16日未明から記録的な大雨となり、大規模な土砂災害が発生
- ・「東京消防庁・東京都大島町消防応援協定」に基づく大島町消防本部からの応援要請により、東京消防庁が出動（11月8日までの24日間で延べ2,645人）
- ・東京都知事からの要請を受け、消防組織法第44条第1項に基づく消防庁長官の求めにより、緊急消防援助隊が出動（10月31日までの16日間、1都4県で延べ479隊2,055人）

平成25年中の主な風水害による被害状況

番号	災害名	主な被災地	人的被害（人）			住家被害（棟）					都道府県の災害対策本部設置（回）
			死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
1	島根県及び山口県の大雨	島根県、山口県	2	2	11	49	72	68	774	1,218	2
2	8月9日からの東北地方を中心とする大雨	東北	8	0	12	12	118	1	315	1,626	2
3	9月2日から7日に発生した突風	関東	0	0	67	13	38	1,478	0	0	1※
4	台風第18号（京都府、滋賀県及び福井県に、運用開始後初となる特別警報の発表）	全国	6	1	143	48	208	1,394	3,011	7,078	6
5	台風第26号（伊豆大島などで土砂災害）	関東	39	4	130	88	77	852	1,563	4,092	2

※台風第17号による災害対策本部を設置したもの
（備考）「消防庁被害報」により作成

消防の組織（平成25.4.1現在）の状況（第2章第1節）

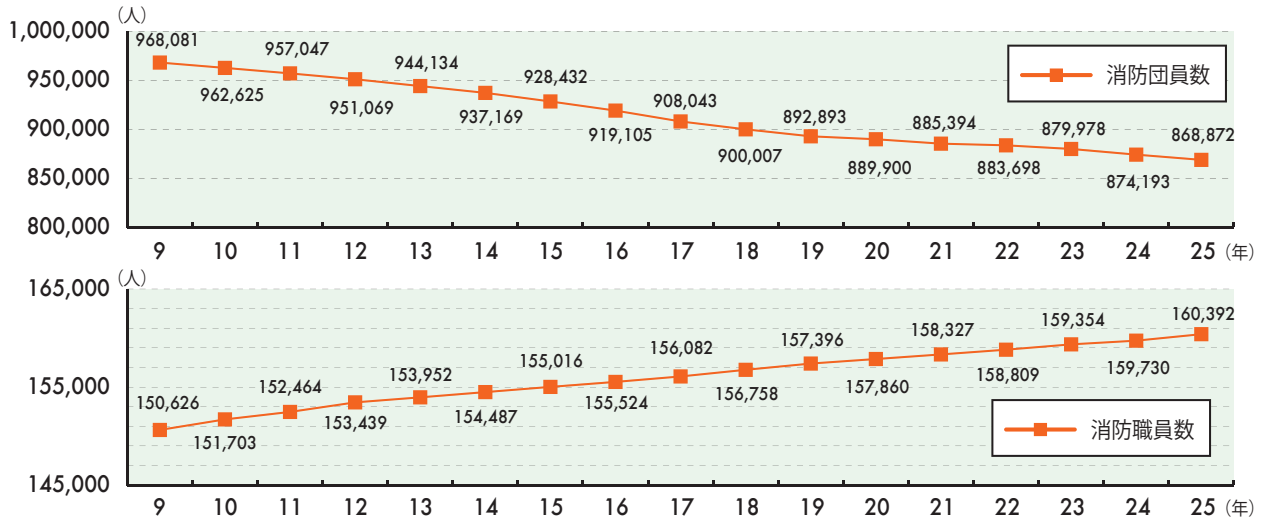
○消防本部

・770消防本部、1,700消防署が設置され、消防職員は16万392人

○消防団

・消防団数は2,224団、団員数は86万8,872人であり、消防団はすべての市町村に設置

火災による死者数の推移



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 2 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防団員数及び消防職員数については、前年数値（平成22年4月1日現在）により集計している
 3 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年4月1日現在）により集計している

消防の組織（平成25.4.1現在）の状況（第2章第1節）

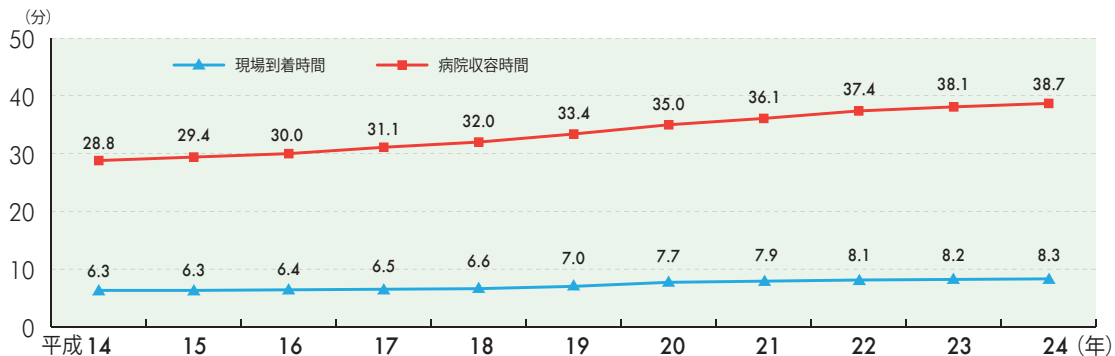
○救急自動車による救急出動件数は年々増加し、平成24年中は過去最高の580万2,455件で、10年前と比較して約**27%増加**

○救急隊設置数は、平成25年4月1日現在、**5,004隊（対前年比39隊増）**で、10年前と比較して約**8%の増加**にとどまる

○平成24年中の病院収容時間の平均は**38.7分**（前年38.1分）

○平成24年中の現場到着時間の平均は**8.3分**（前年8.2分）

救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



(備考) 1 「救急業務実施状況調」により作成
 2 東日本大震災の影響により、平成23年中の釜石大槌地区 行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している

問い合わせ先

消防庁総務課 落合
 TEL: 03-5253-7521